

第 28 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第28回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和5年8月21日(月)午後1時20分～午後2時30分

2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1、2-2

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員14名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
11 :	近田 武司	12 :	前田 薫
13 :	藤川 良昭	15 :	土井 賢一
16 :	増田 種正	17 :	長谷川義博
18 :	青木 輝剛	19 :	藤原 廣典
20 :	中井 義則	21 :	森本 謙介
22 :	前田 明弘	23 :	横山 和行

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員1名)

14 : 永井 達郎

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 多鹿 博昭

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第147号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第148号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について

議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第150号 非農地証明願に対する認可について

議案第151号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第5条第1項第7号及び施行令第10条第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。  
本日第28回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。  
また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。
- さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第4条及び第5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対するご意見などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第28回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。  
14番 永井委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。
- 議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。  
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号1番 住本委員、2番 中尾委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第147号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

- 事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。  
議案第147号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページ、3ページの8件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第147号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 栄町○○○○ ○○○○、譲渡人 万勝寺町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計5筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人には、後継者がおられず、当該農地についてだれか買っていただける方がおられないものかと探しておられました。当該農地の道を挟んだ隣接農地まで3～4年前に圃場整備がされています。その際、譲渡人には、圃場整備をされないかと相談を持ち掛けられたそうですが、「後継者がいない。」との理由で参加されずにおられたそうです。そのような中、譲受人に話をしたところ、それなら、買わせていただくとの話になられたものです。

よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、2番について説明いたします。  
参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 長尾町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地：所在地 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。  
譲受人には、当該農地に隣接する宅地(長尾町〇〇〇〇)を購入したい  
ということで、この度の話になり、当該農地についても宅地に付随して購  
入されることになられたものです。また、譲受人は、当該農地に隣接する  
農地(〇〇〇〇)を所有し、果樹を植えて管理されておられます。一方、  
譲渡人は、当該農地について、草刈り等の管理ができておられなかったた  
め、この度の売買による所有権移転成立は歓迎すべきことと思っております。  
譲受人には、当該農地の雑草を刈り、果樹を植えられると聞いています。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はご  
ございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可するこ  
とに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定  
いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、3番について説明いたします。  
参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 小田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 小田町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地：所在地 小田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇

〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人には、今年、当該農地を相続により所有されました。そのタイミングで、譲受人に売買により所有権を移転しようとするものです。

譲受人は、農機具会社、営農会社を経営され、幅広く農業をされており、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、7ページから14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 加東市上中〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計5筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地については、もともと〇〇〇〇さんの一族で耕作されていましたが50年ほど前に所有者が移転しました。その後も50年にわたって譲受人が耕作してこられました。年数がたち、当該農地の相続人を探していたところ、今回、譲渡人が見つかったもので、権利関係をはっきりさせようとのことで、売買の話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、5番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 中谷町○○○○ ○○○○、譲渡人 菅田町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 中谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、中谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、当該農地2筆の南側にお住まいです。当該農地は18年ほど何も小作されておらず、草も生えているため、譲受人が草刈りをしてこられたそうです。このたび、譲渡の話が持ち上がり、売買の話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番についてであります、次の7番との関連事項でありますので、地元委員から6番、7番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、6番、7番について説明いたします。

参考資料の、17ページから22ページをあわせてご覧ください。

申請人ですが、譲受人は、6番、7番ともに、大阪市浪速区桜川○○○

○ ○○○○、譲渡人は、6番が、敷地町○○○○ ○○○○、7番が、  
広渡町○○○○ ○○○○、

申請地は、

6番が、所在地 広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、

7番が、所在地 広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、

摘要として、6番、7番ともに、売買による所有権移転であります。

譲受人には、「○○○○」という会社を経営され、イチゴの栽培や農家  
レストランをはじめられたりされており、自治会の役員もしていただい  
ている方です。農業で頑張っておられます。一方、譲渡人は、実質的には農  
業には関わっておられず、どなたかにお譲りしたいということで引き取っ  
てただけの方を探しておられました。実際の耕作についてもお願いされ  
てきたという状況です。今回、譲受人が、事業拡張されるのにあわせ、自  
己の所有される農地に近い、譲渡人所有農地を購入されるにあたって、譲  
渡人のほかの農地も合わせて購入されるものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番、7番について、説明は終わりました。6番、7番についてご質問、  
ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番、7番については許可  
することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番、7番については許可するこ  
とに決定いたします。

○議長 以上、議案第147号 農地法第3条関係では、申請件数7件、うち許  
可件数7件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第148号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第148号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第148号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。

申請人：住永町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 住永町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、  
進入路177.2㎡となる予定です。第3種農地です。

申請地の西側にある倉庫を撤去されて、北側の倉庫に車の出入りをしたいということですが、この撤去される倉庫と家との間にコンクリート造りの外トイレがあり、そのトイレを現状のままにしておきたいということで、車の進入路を確保されるため申請に至られたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が本人の田、西側、南側、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第148号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第149号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第149号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第149号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番についてですが、1番は、先月7月の委員会に提出した際に隣接農地所有者の同意が得られず疎明書による申請であったため、保留対応とし、同意書を得られてから再度審議することにさせていただいた案件でございます。同意書のご提出が、8月に入ってからになられたため、臨時で農業委員会を設けずに、今月通常委員会の案件とさせていただき

ました。

それでは1番について、地元委員が欠席であるため、事務局からご説明申し上げます。

○事務局（多鹿） 1番について説明いたします。

参考資料の、27ページ、28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 育ヶ丘町○○○○ ○○○○、譲渡人 市場町○○○  
○ ○○○○、および三木市復井町○○○○ ○○○○、申請地：所在地  
市場町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、市場町○  
○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合  
計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、木造2階建1  
棟、1階192.53㎡、2階32.29㎡、計224.82㎡の一般住宅となる予定で  
す。第3種農地です。

譲受人は、現在、育ヶ丘町にお住まいで、家が老朽化し、狭いため、建  
て替えが必要となりました。そして、同じ育ヶ丘町内に長女夫婦が住んで  
いらっしゃるのですが、将来のことを考えて、二世帯住宅を建てられるこ  
とになりました。現在の場所では狭いので、場所の選定として、長女夫  
婦の子供の転校の必要のない市場地区で、JRおよび神戸電鉄に近く、さ  
らに地縁者住宅区域に指定されている場所を求められた結果、申請地が最  
適と判断されました。

当該農地所有者のお二人の協力が得られ、取得のめどがついたので、こ  
の土地を買って家を建てられることに決定されたものです。

なお、売買の話を進めていかれるにあたって、農業委員会に申請される  
前に、当該農地にご自分で土砂を入れてかさ上げをされておられましたの  
で、地元委員よりその旨の通報があり、会長、地元委員、事務局で原状回  
復の指導を行いました。また、隣接農地所有者との間でもトラブルがあり  
ましたが、このたび、同意書を得られ、ご提出がありましたので、今回の  
案件とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま事務局から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が畑と宅地、西側が水路と申請地、南側が  
申請地と道路、北側が宅地と畑となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区  
の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土

地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。  
参考資料の、29ページ、30ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○ (測量業・建設業等)、  
譲渡人 久保木町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○  
○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による  
所有権移転、車両置場 75㎡、コンテナ等 100㎡、建設資材置場 70㎡、  
リサイクル砕石置場 70㎡外の資材置場となる予定です。第3種農地です。  
譲受人と譲渡人は近所づきあいをされている間柄です。譲渡人には子ども  
さんはおられますが、家を出られていて、農業をする気もないというこ  
とです。子どもさんからは、くれぐれも、負の遺産(農地)を残さないで  
ほしいと言われているとかで、譲受人に相談したところ、売買による所有  
権移転、転用希望の話がまとまったとのこと  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が田と宅地、南側が道路、北  
側が水路と道路となっております。  
従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の  
意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土  
地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第149号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第150号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の9ページをお願いします。

議案第150号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和5年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第150号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の31ページ、32ページをご覧ください。

申請人 西宮市深谷町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝寺町

〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇  
〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積  
〇〇〇〇㎡です。

摘要としまして、平成15年頃より雑種地の一部となっております。  
ほとんどすべて山林化しており、雑草や木が生え、人が中にいても外からは  
見えない状況から、復元しても継続して利用することができないと見込ま  
れる農地です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が宅地と田と畑、南側が雑  
種地、北側が道路と雑種地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書  
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたります  
ので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておりま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定  
いたします。

○議長 以上、議案第150号 非農地証明願に対する認可について申請件数1  
件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

○議長 ここで、14時10分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第151号の説明者と

して、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の近都でございます。よろしくお願いいたします。

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について)

○議長 次に、議案、第151号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書11ページをお願いします。

議案第151号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める「基本構想」を変更することに対して意見を求める。

令和5年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12ページをお願いします。

市長部局より、令和5年8月4日付で、意見を求められています。

本日、資料として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更点をお配りしております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第151号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 小野市地域振興部産業創造課の近都と申します。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

この度、国の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「小野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下、基本構想とさせていただきます。)に関しましても見直しが必要となりました。見直しに当たっては小野市農業委員会様のご意見を聴くこととされていることから、今回このような場を設けさせて頂きました。

まず初めに「基本構想」とは何かについて、簡単にご説明させていただきます。

基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものです。

簡単に言えば、担い手の育成を推進するにあたっての目標や手法を定めた計画が、この基本構想になります。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

（小野市農業の現状、課題、推進方針、今後の方針、具体的な展開方向）

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本構想

（小野市の認定農業者・認定新規就農者として農業に従事するにあたり、目標とするべき農業所得等を達成するための各生産品目の経営規模の指標）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の基本的指標

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

（農業を担う者の確保及び育成の考え方、小野市が主体的に行う取り組み、関係機関との連携・役割について）

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（農用地の利用状況や営農活動の実態などの現状）

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

（地域計画推進事業、農用地利用改善事業）

などの内容が示されています。

次に、今回の見直しに係る経緯についてご説明させていただきます。

皆様もご存じのとおり、農業経営基盤促進法の改正が今回の見直しのきっかけとなっております。

農業経営基盤促進法の主な改正点としては、従来の「人・農地プラン」が「地域計画」に変更されると共に、農地の貸借は、従来の利用権設定によるものから、地域計画の中の目標地図に基づき、農地バンクを介した中間管理事業によるものへと移行することが挙げられます。

次に基本構想の見直し事項についてですが、概要を箇条書きにて記載させていただきます。

- ・地域計画策定の流れや関係機関の連携について新しく記載。
- ・担い手への農地集積等を、従来の利用権設定から地域計画に基づく中間管理事業により推進するよう変更。  
→策定した地域計画に即して、適切に担い手への農地集積・集約を推進していこうというものです。
- ・新規就農者への支援や関係機関のサポート体制など、担い手の確保と育成に関する事項について新たに記載。
- ・スマート農業の導入や有機栽培の研究など、将来を見据えた生産方式を記載。
- ・各生産品目の指標や数的データの更新。(認定農業者等、小野市の優良経営体の指標更新や農林業センサスの最新データ反映)
- ・各制度・団体の名称の修正(みどり公社→ひょうご農林機構など)。
- ・その他、必要に応じて地域計画に関する文言を加筆。

本来であれば基本構想改正案や新旧対照表をお渡しして、変更点に関して確認・説明していくべきところですが、時間の都合上、概要の説明のみとさせていただきます。

以上で基本構想の改正に係る説明とさせていただきます。  
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 説明いただきましたが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」本文と新旧対照表を資料としていただけないのでしょうか。

○産業創造課 事務局とも相談いたしました。膨大な量になりますので、今回は割愛させていただき、変更の概要のみをご説明させていただくことといたしました。

○議長 農業委員会の意見を聞こうとするのであれば、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想本文」と新旧対照表をお示しいただかないと意見も出ないと思いますが、各委員のご意見をお聞きしたいと思います。ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番、○○です。

現在の水稻状況、作付け状況が変化してきたと思うが、どのように把握されているのか。

○産業創造課 産業創造課の田中です。作付け状況につきましては、毎年作成をお願いしています営農計画書、細目書をもとにして把握しております。小野

市の農地は2, 200haほどあります。水稲は、加工用、酒造用も含めてそのうちの7割程度、1,400～1,500haの作付けがあります。特に、コロナ禍において外食需要が消滅し、山田錦の生産面積が大きく減っていたのですが、今年は昨年 비해25%程度増産する計画になっており、昨年は400haを割っていた酒造好適米が450～460haまでに回復してきております。水稲につきましてはこのような状況となっております。一方、野菜については、なかなか大きな面積はこなせない状況ですが、最近、広渡町や久保木町でイチゴ栽培をされる農家ができてきたという状況です。

〇〇番 〇番、〇〇です。

山田錦は植え付けが終わっていますが、来年から増産しようとしてしているものですか。野菜を作られている農家さんも高齢になってきておられており、1年1年減ってきている状況のように思う。そのような点をどう構想に織り込まれているのか。小野市の状況をしっかりとつかまれて、若い認定農業者にも周知されないといけないし、我々が農地をパトロールしても耕作放棄されている農地も数多く目にしているが、その点を把握されて、どのように構想に活かされているのか。

〇産業創造課 基本構想では、担いを育成していくにあたって、大規模農家に取り組んでいただきたい目標や手法を定め、盛り込んでいます。認定農業者になっていただくのに、所得目標450万円とか、年間労働時間が、1800時間を目安にしていますが、それらを基本構想に書いています。この度の変更で一番大きかったものが、これまで、「利用権設定で農地を集積していこう」とされていたものが、「地域計画に基づいて貸借をしていこう」という風が変わっています。

さきほど、〇〇委員からご指摘のありました、農地の草刈りができていないということについて、「畦畔の草管理を頑張ってくださいませ。」という点までは、はっきりと明記いたしておりません。

〇議長 市長から8月31日を回答期限として、農業委員会の意見を聞こうとするのであれば、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想本文」、ならびに「新旧対照表」をお示しいただきたい。

〇〇番 〇番、〇〇です。

会長のおっしゃるように、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想本文」、ならびに「新旧対照表」を拝見して、農業委員、農地利用最適化推進委員の意見を事務局に集約していただくことにはいかがですか。

○産業創造課 失礼いたしました。ただ今より、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想本文」、ならびに「新旧対照表」を用意いたしますので、委員会終了後にお配りいたします。

○議長 後ほど、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想本文」、ならびに「新旧対照表」をお配りいたしますので、8月31日の回答期限までに熟読いただいて、ご意見、ご質問がありましたら、農業委員会事務局までご提出いただきますようお願いいたします。

○議長 以上で、議案、第151号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」に関する審議は終了したいと思います。

(産業創造課退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項 1から3までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 13ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和5年7月1日～令和5年7月31日)

令和5年8月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 大阪市浪速区桜川〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

使用目的 農業用倉庫

以下記載のとおり、農家証明につきましては、2件で、使用目的は、農業用倉庫2件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 浄谷町〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計2件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

証明につきましては、全体で4件でございました。

引き続きまして14ページ、15ページをご覧ください。

### 報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年7月1日～令和5年7月31日)

令和5年8月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 王子町  
〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇  
地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、露天駐車場 所有権移転  
令和5年7月7日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、  
5件 7筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして16ページ、17ページをご覧ください。

### 報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年7月1日～令和5年7月31日)

令和5年8月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡  
人(被相続人) 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡

檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡

檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡

池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡

池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡

池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡

池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

以上合計 8 筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和 5 年 7 月 3 日受理  
農地法 3 条の 3 第 1 項の届出はすべて相続による所有権の取得が 8 件  
で、合計 4 1 筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告 1 から 3 について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

## 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ  
いました。  
これをもちまして、第 2 8 回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第 3 3 条の規定に基づき議事録を作成し、署名  
捺印する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 2 番